

## 44. 自動車関係諸税の概要

税目	課税主体	課税物件	税率	税収の使途																		
揮発油税	国	揮発油	48,600円/kl (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。																		
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県、指定市及び市町村(特別区含む)の一般財源として全額譲与されている。																		
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg (9円80銭/ℓ)	1/2は国の一般財源であり、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与されている。																		
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市の一般財源である。																		
自動車税	都道府県	乗用車、トラック、バス等(軽自動車等を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種別割 (自家用) (営業用)</li> <li>(例)・乗用車(2,000ccクラス) 36,000円(39,500円)(年) 9,500円(年)</li> <li>・トラック(4～5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年)</li> <li>・バス{一般乗合用(30～40人乗) 14,500円(年)</li> <li>{その他(30～40人乗) 41,000円(年) 32,000円(年)</li> <li>※乗用車(自家用)の( )内は、令和元年9月以前に初回新規登録を受けている車両について適用。</li> <li>・環境性能割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用 取得価額の3%</li> <li>・営業用 取得価額の2%</li> </ul> </li> </ul>	都道府県の一般財源である。 ※但し、環境性能割については、一部を市町村(特別区含む)へ交付																		
軽自動車税	市町村	軽自動車、小型二輪車、原付自転車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種別割</li> <li>(例)・軽乗用車 {自家用10,800円(7,200円)(年)</li> <li>{営業用 6,900円(5,500円)(年)</li> <li>・軽トラック {自家用 5,000円(4,000円)(年)</li> <li>{営業用 3,800円(3,000円)(年)</li> <li>・小型二輪車 6,000円(年)</li> <li>※( )内は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両について適用。</li> <li>・環境性能割 取得価額の2%</li> </ul>	市町村(特別区含む)の一般財源である。 ※但し、環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。																		
自動車重量税	国	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	<p>(例) 車検期間1年ごと (本則税率)(当分の間の特例税率)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(自家用)</th> <th>(営業用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用車 車両重量0.5トンごとに</td> <td>2,500円</td> <td>4,100円 2,600円</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>{2.5トン超 車両総重量 1トンごとに</td> <td>2,500円</td> <td>4,100円 2,600円</td> </tr> <tr> <td>{2.5トン以下</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円 2,600円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 1両ごとに</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円 2,600円</td> </tr> </tbody> </table>		(自家用)	(営業用)	乗用車 車両重量0.5トンごとに	2,500円	4,100円 2,600円	トラック			{2.5トン超 車両総重量 1トンごとに	2,500円	4,100円 2,600円	{2.5トン以下	2,500円	3,300円 2,600円	軽自動車 1両ごとに	2,500円	3,300円 2,600円	569/1,000は国の一般財源(一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付)であり、431/1,000は都道府県及び市町村(特別区含む)の一般財源として譲与されている(当分の間の特例譲与割合)。 ※譲与割合については、以後、段階的に引き上げ、令和17年度以降は490/1,000
	(自家用)	(営業用)																				
乗用車 車両重量0.5トンごとに	2,500円	4,100円 2,600円																				
トラック																						
{2.5トン超 車両総重量 1トンごとに	2,500円	4,100円 2,600円																				
{2.5トン以下	2,500円	3,300円 2,600円																				
軽自動車 1両ごとに	2,500円	3,300円 2,600円																				

(備考) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。

2. 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円/kl、地方揮発油税の税率については5,500円/klとなる。

3. 自動車重量税については、一定の環境性能を満たした車に対しては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付等について、減免措置が講じられている。

また、新規登録後13年または18年を経過した自動車に対して、それぞれ重課する措置が講じられている。

4. 自動車税・軽自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車・軽自動車に対して、重課する措置が講じられている。

5. 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率は、燃費基準達成度等に応じて決定。令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の軽減措置が講じられている。

6. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対して、自動車重量税にあっては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得について、減免措置が講じられている。

7. 側方衝突警報装置等を装備した一定のバス及びトラックに対して、自動車重量税にあっては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得について、軽減措置が講じられている。